

年 月 日

河北町長 森谷俊雄様

住所又は
所在地
名称及び
代表者氏名

印

令和2年度河北町交通事業者等支援金交付申請書兼交付決定通知書

標記支援金の交付を受けたいので、令和2年度河北町交通事業者等支援金交付要綱第4条及び第5条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

(フリガナ) 名称 (商号または屋号)			
主たる業種		【以下のいずれか一つを選択してください】 ① () タクシー業 ② () 貸切バス運行業 ③ () 自動車運転代行業	
連絡担当者	(フリガナ) 氏名		役職
	住所又は 所在地	(〒 -)	
	電話番号		携帯電話番号
	FAX番号		E-mailアドレス

【振込口座】

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ)
				口座名義
1 銀行 2 金庫 3 信組 4 農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
	支店コード			

ゆうちょ銀行	支店コード (3桁の漢数字)	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ)
			口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 通帳の見開き下の振込先の受取口座 の番号をお書きください。			

3 交付申請明細

(円)

交付区分	車両区分	交付内訳 (交付基準額×台数)	支援金交付申請額
①	タクシー		
②	バス		
③	運転代行業随伴車		

※ 町からの委託業務（例：スクールバス、路線バス）に関する車両は対象外。

4 その他添付書類

- (1) 許可等の写し
- (2) 保有車両を確認できる写真
- (3) 保有車両を確認できる車検証の写し
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約事項（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

指令第 年 月 日 号

様

河北町長 森 谷 俊 雄

年 月 日付で申請のあった標記支援金について、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので、令和2年度河北町交通事業者等支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付決定及び額の確定額 _____ 円

様式第2号（第4条関係）

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、支援金の交付の申請をするにあたって、また、支援事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

名称及び代表者氏名

印

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること